

市職員の不適正な事務処理及び
市長の不適切発言等に関する
調査特別委員会

中間報告書（第 3 回）

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

延岡市議会
市職員の不適正な事務処理及び市長の不適切発言等に関する
調査特別委員会

目 次

第 1	調査事件	p. 1
第 2	調査に至った経緯	p. 1
第 3	特別委員会	p. 1
第 4	調査経費	p. 2
第 5	委員会の開催状況	p. 3
第 6	証人の出席等	p. 6
第 7	記録、資料の提出	p. 9
第 8	実地調査の有無	p. 11
第 9	告発等の有無	p. 11
第10	調査結果	p. 12
第11	おわりに	p. 39

第1 調査事件

本市議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 総務部総務課職員による公物の窃取に関する事項
- (2) 上下水道局職員による契約事務手続きに係る虚偽公文書作成及び地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結に関する事項
- (3) 読谷山市長による市職員に対する不適切発言及びハラスメント行為並びに令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関する事項

なお、本中間報告においては、上記事項のうち(1)及び(2)の事項に関する最終的な報告を行う。

第2 調査に至った経緯（※上記(1)及び(2)の部分に関する第1回中間報告書の再掲）

市当局においては、令和5年8月1日付けで、本委員会の調査事件となる2件の事案について、関係職員の懲戒処分を行い、議会に対しては、8月7日の会派代表者会及び8月10日の全員協議会で、また、市民やマスコミに対しては、8月10日付けで公表を行った。

議会としては、会派代表者会及び全員協議会、さらには、令和5年9月定例会における一般質問により、市当局に対し本件についての疑義を質したが、職員が懲戒処分を受けることとなった詳細な事実や背景等の全てが、必ずしも明らかにされたとは言えない状況であると考えること、また、本件に関して、市当局はすでに警察への告発を行っているとのことであるが、一方で、市の責任により行われている職員への懲戒処分や工事業者に対する行政処分の措置の必要性の判断に対する妥当性の検証については、警察の捜査ではなく、市の責任において行うべきであると考えた理由により、9月定例会最終日の令和5年9月29日の本会議において「市職員の不適正な事務処理等に関する調査に関する決議（案）」が議員提案により提出され、賛成多数で可決されたことにより、本委員会の調査事件について、本市議会で調査を行うこととなった。

第3 特別委員会

1 特別委員会の設置

上記事項の調査は、地方自治法第109条及び延岡市議会委員会条例第4条の規定により委員8人からなる市職員の不適正な事務処理等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託するものとする。（令和6年10月4日に「市職員の不適正な事務処理及び市長の不適切発言等に関する調査特別委員会」へ名称変更）

2 調査権限

本議会は、第1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の権限を本委員会に委任する。

3 調査期間

本委員会は、第1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

4 委員の定数、委員長、副委員長及び委員の氏名（会派名等）

委員定数8名（現員7名 ※報告時点現在）

委員長 北 林 幹 雄 （自民党きずなの会）

副委員長 甲 斐 行 雄 （友愛クラブ）

※令和6年9月17日 委員辞任

小 野 正 二 （公明党市議団）

※令和6年9月19日 副委員長就任

委 員 柴 浩 信 （自民党きずなの会）

宮 田 博 徳 （立憲民主党市議団）

梶 本 英 一 （自民党きずなの会）

平 田 信 広 （無会派（日本共産党））

上 杉 泰 洋 （無所属市民の会）

第4 調査経費

（1）令和5年度分：150万円以内（令和5年9月29日議決）

（2）決算額

節	内 容	金 額
旅 費	費用弁償（委員、証人）	204,320 円
	職員普通旅費	25,080 円
委託料	弁護士助言業務委託料	465,300 円
	委員会議事録作成委託料	250,800 円
合 計		945,500 円

(3) 令和6年度分：150万円以内（令和6年3月22日議決）

(4) 決算見込み額（令和6年12月13日現在）

節	内 容	金 額
旅 費	費用弁償（委員、証人）	196,141 円
委託料	弁護士助言業務委託料 （※現時点での概算）	653,400 円
	委員会議事録作成委託料	326,700 円
合 計		1,176,241 円

(5) 委員会設立後からの決算見込み額（令和6年12月13日現在）

予算上限額：3,000,000 円

決算見込み額：2,121,741 円

第5 委員会の開催状況（第1回中間報告以降）

回	開催日時	調査の概要
第16回	令和6年4月24日（水） 開会：午後1時32分 閉会：午後2時03分	【秘密会】 1 今後の委員会の運営について 2 総務部総務課の案件に関する請求・照会結果について 3 上下水道局の案件に関する具体的な調査の進め方について 4 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第17回	令和6年5月29日（水） 開会：午後2時30分 閉会：午後3時28分	【秘密会】 1 市当局に対する調査について 2 証人尋問の実施について 3 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第18回	令和6年6月13日（木） 開会：午前10時29分 閉会：午後4時21分	【秘密会】 1 証人尋問について 2 今後の委員会の運営について 3 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第19回	令和6年7月12日（金） 開会：午後1時00分 閉会：午後5時09分	【秘密会】 1 証人尋問について 2 請求記録等の受領について 3 次回以降の委員会の運営について 4 本日の議事内容の秘密事項の確認について

第 20 回	令和 6 年 8 月 5 日 (月) 開会：午後 1 時 00 分 閉会：午後 6 時 03 分	【秘密会】 1 証人尋問について 2 次回の委員会の運営について 3 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第 21 回	令和 6 年 8 月 22 日 (木) 開会：午前 8 時 57 分 閉会：午前 9 時 26 分	【秘密会】 1 証人尋問について 2 次回の委員会の運営について 3 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第 22 回	令和 6 年 9 月 4 日 (水) 開会：午後 1 時 02 分 閉会：午後 5 時 20 分	【秘密会】 1 証人尋問について 2 次回の委員会の運営について 3 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第 23 回	令和 6 年 9 月 12 日 (木) 開会：午後 4 時 41 分 閉会：午後 5 時 05 分	【秘密会】 1 市当局に対する調査事項について 2 今後の委員会運営について 3 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第 24 回	令和 6 年 9 月 19 日 (木) 開会 午後 1 時 00 分 閉会 午後 1 時 02 分	1 副委員長の互選
第 25 回	令和 6 年 9 月 19 日 (木) 開会 午後 1 時 59 分 閉会 午後 5 時 16 分	【秘密会】 1 証人尋問について 2 次回の委員会の運営について 3 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第 26 回	令和 6 年 10 月 1 日 (火) 開会 午後 0 時 57 分 閉会 午後 1 時 06 分	【秘密会】 1 今後の委員会運営について 2 委員会の中間報告について 3 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第 27 回	令和 6 年 10 月 3 日 (木) 開会 午後 2 時 57 分 閉会 午後 3 時 25 分	【秘密会】 1 委員会の中間報告書について 2 委員会中間報告の申出について 3 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第 28 回	令和 6 年 10 月 28 日 (月) 開会 午前 9 時 59 分 閉会 午前 10 時 51 分	【秘密会】 1 今後の調査の進め方について 2 市長に対する証人尋問及び市当局等へ対する記録請求及び疑義の照会について 3 市職員等に対するアンケート調査の実施について 4 市長に対する文書による照会（令和 6 年 4 月 1 日付け議会事務局人事に関する事項）について 5 本日の議事内容の秘密事項の確認について

第 29 回	令和 6 年 11 月 13 日 (水) 開会 午前 9 時 28 分 閉会 午前 10 時 02 分	【秘密会】 1 市職員等に対するアンケート調査の実施について 2 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第 30 回	令和 6 年 11 月 22 日 (金) 開会 午後 3 時 58 分 閉会 午後 6 時 07 分	【秘密会】 1 証人尋問について 2 今後の委員会の運営について 3 請求記録等の受領について 4 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第 31 回	令和 6 年 12 月 3 日 (火) 開会 午後 4 時 23 分 閉会 午後 4 時 41 分	【秘密会】 1 委員会中間報告に向けた資料等の提示について 2 市職員へのアンケート調査の結果について 3 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第 32 回	令和 6 年 12 月 11 日 (水) 開会 午後 2 時 58 分 閉会 午後 5 時 05 分	【秘密会】 1 委員会中間報告案について 2 委員会中間報告の申出について 3 令和 6 年度の調査経費に関する決議案の提案について 4 市職員へのアンケート調査の結果について 5 今後の委員会の運営について 6 本日の議事内容の秘密事項の確認について
第 33 回	令和 6 年 12 月 13 日 (金) 開会 午前 9 時 10 分 閉会 午前 9 時 30 分	【秘密会】 1 委員会中間報告案について 2 本日の議事内容の秘密事項の確認について

※ なお、本委員会の調査対象項目については、市当局より、既に関係職員の懲戒処分の実施及び警察に刑事告発を行ったことが公表されているため、それらの対象者のうち氏名等が非公表である者の特定を防ぐため、証人尋問に関する協議及び実際の証人尋問については、委員会を秘密会として開催した。(特に、実際に証人尋問を実施する委員会の開催については、報道関係者以外へは事前の開催を周知しないなどの配慮を行った。)

第6 証人の出席等

1 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

●第6回尋問（令和6年6月13日）

（※懲戒処分対象者の氏名等を記載している箇所については、一部表現を変えている。）

証 人	証言を求めた事項	尋問時間
証 人⑬	・虚偽公文書作成の対象となる公共下水桝設置工事の施工に至った経緯等に関する事項 ・公共下水桝設置工事の施工後、虚偽公文書作成に至った経緯等に関する事項 ・虚偽公文書作成の発覚後の経緯等に関する事項 ・地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結に至った経緯等に関する事項	10 : 32 ～ 11 : 54
証 人⑭	・虚偽公文書作成の対象となる公共下水桝設置工事の施工に至った経緯等に関する事項 ・公共下水桝設置工事の施工後、虚偽公文書作成に至った経緯等に関する事項 ・虚偽公文書作成の発覚後の経緯等に関する事項 ・地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結に至った経緯等に関する事項	12 : 58 ～ 14 : 53
証 人⑮	・虚偽公文書作成の対象となる公共下水桝設置工事の施工に至った経緯等に関する事項 ・公共下水桝設置工事の施工後、虚偽公文書作成に至った経緯等に関する事項 ・虚偽公文書作成の発覚後の経緯等に関する事項 ・地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結に至った経緯等に関する事項	15 : 02 ～ 16 : 19

●第7回尋問（令和6年7月12日）

証 人	証言を求めた事項	尋問時間
証 人⑯	・虚偽公文書作成の対象となる公共下水桝設置工事の施工から虚偽公文書作成に至った経緯等への認識に関する事項 ・虚偽公文書作成の発覚後の経緯等に関する事項 ・地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結事案への認識に関する事項	13 : 02 ～ 14 : 17

証 人⑰	・虚偽公文書作成の対象となる公共下水枘設置工事の施工から虚偽公文書作成に至った経緯等への認識に関する事項 ・虚偽公文書作成の発覚後の経緯等に関する事項 ・地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結事案への認識に関する事項	14 : 30 ～ 15 : 31
証 人⑱	・虚偽公文書作成の対象となる公共下水枘設置工事の施工から虚偽公文書作成に至った経緯等への認識に関する事項 ・虚偽公文書作成の発覚後の経緯等に関する事項 ・地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結事案への認識に関する事項	15 : 41 ～ 16 : 49

●第8回尋問（令和6年8月5日）

証 人	証言を求めた事項	尋問時間
証 人⑲	・虚偽公文書作成の発覚前後の経緯等に関する事項	13 : 02 ～ 14 : 10
証 人⑳	・虚偽公文書作成の発覚後の実態調査の経緯及び内容等に関する事項	14 : 19 ～ 15 : 20
証 人㉑	・虚偽公文書作成の発覚後の実態調査の経緯及び内容等に関する事項	15 : 27 ～ 16 : 56
証 人㉒	・虚偽公文書作成の発覚後の実態調査の経緯及び内容等に関する事項	17 : 02 ～ 18 : 00

●第9回尋問（令和6年9月4日）

証 人	証言を求めた事項	尋問時間
証 人㉓	・公共下水枘設置の要望から設置に至った経緯等に関する事項 ・公共下水枘設置後の工事代金の支払いに向けた事務手続の経緯等に関する事項	13 : 04 ～ 15 : 13
証 人㉔	・公共下水枘設置の要望から設置に至った経緯等に関する事項 ・公共下水枘設置後の工事代金の支払いに向けた事務手続の経緯等に関する事項	15 : 28 ～ 17 : 07

●第10回尋問（令和6年9月19日）

証 人	証言を求めた事項	尋問時間
証 人②⑤	・公共下水枳設置の要望から設置に至った経緯等に関する事項 ・公共下水枳設置後の工事代金の支払いに向けた事務手続の経緯等に関する事項	14：02 ～ 17：06

●第11回尋問（令和6年11月22日）

証 人	証言を求めた事項	尋問時間
読谷山 洋司 市長	◎総務部総務課職員による公物の窃取に関する事項 ・事案認識後の管理監督者の行動及び積極的な真相究明を行わなかった理由等に対する認識に関する事項 ・市当局が公表した公物の窃取時期に対する認識に関する事項 ◎上下水道局職員による契約事務手続きに係る虚偽公文書作成及び地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結に関する事項 ・事案発覚後の市当局による調査内容に対する認識に関する事項 ・施工業者に対する行政処分に対する認識に関する事項 ◎共通事項 ・両事案の公表に至るまでの調査や公表時期に対する認識に関する事項 ・職員の懲戒処分の量定に対する認識に関する事項 ・再発防止策に対する認識に関する事項	16：02 ～ 17：42

第7 記録、資料の提出

1 地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めた記録

(※懲戒処分対象者及びその他の関係者の氏名等を記載している箇所については、一部表現を変えている。)

提出を求めた記録	請求先
○第6回請求（令和6年9月12日） 【照会事項】 - 令和5年11月28日延総務第428号で既提出済の資料12「職員による不祥事案に係る警察への告訴及び告発」中の「証拠（7）本件工事の請負契約をあたかも真正に成立したものとするために作成された財務会計書類一式（写し）」中の別紙「業者①名義の見積書（以下「当該見積書」とする。）」（ただし、右上の「A」、「B」の表記は便宜上当方で記載）に関する以下の事項 ①当該見積書のうち、Aについては、令和4年11月9日に業者①から上下水道局事業担当者に提出されたものであるか。 ②同じく、当該見積書のうち、Bについては、令和5年2月28日に業者①から上下水道局事業担当者に提出されたものであるか。 【送付を求める記録】 - 令和4年11月9日に業者①から上下水道局事業担当者に提出された見積書（ただし、当該見積書が上記照会事項1－①の見積書Aである場合には、提出不要） - 令和5年2月28日に業者①から上下水道局事業担当者に提出された見積書（ただし、当該見積書が上記照会事項1－②の見積書Bである場合には、提出不要） - 令和4年11月9日に業者①から提出された見積書に対して、上下水道局事業担当者が同年11月～12月の間に同社に修正・再提出を依頼した際の具体的修正箇所や修正内容が分かる記録等（メモ等も含む）	延岡市長 読谷山 洋司
○第7回請求（令和6年11月1日） 【照会事項】 業者①代表者から市職員の不適正な事務処理等に関する調査特別委員会（当時）へ提出された別紙文書（以下「同文書」とする。）に記載されている下記事項に対する市当局の認識について - 今回の上下水道局職員による契約事務手続きに係る虚偽公文書作成の対象となった公共柵の設置場所付近の土地（道路敷）について、同文書で指摘されているような「市（歴代の担当者）が土地所有者との土地問題を長年放置している」との事実があるのか。 - 同じく、上記1の事情により「市担当者（当時の上下水道局事業担当課の当該事案を担当した職員）が土地所有者に負い目がある状況」との事実があったのか。 - 同じく「（公共柵を接続する下水管が埋設されている）道路の大半（幅1.5mのうち1.0m）は、土地所有者のもので、市道の幅は0.5mである」との事実があるのか。	

(※令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関するもの) 【照会事項】 以下の事項に対する読谷山洋司市長の認識 1. 令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関して、議会事務局職員が議長名の公文書を捏造したとする根拠 2. 具体的にどの公文書が捏造されているのか。 【送付を求める記録】 1. 令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関して、議会事務局職員が議長名の公文書を捏造したとする証拠 2. 令和6年4月1日付け議会事務局職員人事異動に関して、市の顧問弁護士との協議内容が確認できる記録等（メールでの照会やメモ等も含む）	
○同（令和6年11月6日） 【送付を求める記録】 1. 業者②（以下「貴社」）が業者①（以下「元請け会社」）の下請けとして令和4年8月29日に施工した公共樹設置工事について、施工後に貴社から元請け会社に対して請求した同工事の請求書（税抜金額46万6千円）の控の写し（別途請求金額の内訳が記載されている書類等があればあわせて写しを提出願う。） 2. 上記1の公共樹設置工事と同一箇所で貴社が下請けとして施工した地権者発注の上水道の給水管設置工事について、施工後に貴社から元請け会社に対して請求した同工事の請求書（7万円位）の控の写し（別途請求金額の内訳が記載されている書類等があればあわせて写しを提出願う。） 3. 上記1、2の「公共樹設置工事」及び「上水道の給水管設置工事」のそれぞれ（又は両方の合算額）について、元請け会社から貴社に対する工事代金（「10月31日に請求書を提出し、恐らく11月末に振り込まれていると思う」と証言している。）の具体的な「振込日」、「振込金額」、「振込の相手方」、「振り込まれた口座の金融機関・支店名」が確認できる書類の写し（通帳や金融機関からの振込通知書の控の写し等） 【照会事項】 貴社が同時期に同じ場所で施工した上記1「公共樹設置工事」と上記2「上水道の給水管設置工事」の工事代金について、両工事に共通する部分（掘削、埋め戻し、アスファルト舗装、交通誘導員の配置等）の費用の配分をどのような方法（考え方）で行い、どのような配分結果になったのかをお示し願う。（「何々を基準として按分を行った結果、それぞれ幾らずつの金額を請求した」など） ※配分結果については、上記1及び2の書類で確認できる場合にはその旨を回答願う。	業者②

2 提出・照会を求めた資料等

(※懲戒処分対象者の氏名等を記載している箇所については、一部表現を変えている。)

提出・照会を求めた資料等	照会先
○第5回請求（令和6年7月2日） 【提出・照会を求めるもの】 1. 土地所有者による市役所窓口での行為又は市に対する要求等の経緯及び内容が分かる資料（資料が大量にある場合は、一覧表又は取りまとめた資料でも可） 2. 業者①及び業者②について、上記土地所有者と同様の資料が存在すればその資料 3. その他、上記土地所有者と同様の資料が大量に存在する人物がいる場合には、その人数を示していただきたい。 【照会事項】 1. 令和5年11月28日延総務第428号で既提出済の資料12「職員による不祥事案に係る警察への告訴及び告発」中の「証拠（8）正当な工事設計書（以下「当該設計書」とする。）」に関する以下の事項 ①当該設計書の作成時期 ②当該設計書の作成者（作成時の所属・職名） ③当該設計書の工事数量について、上下水道局事業担当者が作成した設計書と数量が相違している場合には、どのように算出を行ったのか。 ④当該設計書の作成者が令和4年度の上下水道局事業担当課の本件関係職員の3名以外であるとき、当該設計書の作成に当該3名は関与していたのか。関与していない場合、3名に対して当該設計書の作成及びその内容について、周知しているのか。 ⑤市として、当該設計書が「正当な工事設計書」であると考えていることについて、業者①及び業者②には、どのように説明しているのか。	延岡市長 読谷山 洋司

第8 実地調査の有無

（1）記録の分析

市長等から本報告書「第7 記録、資料の提出」に記載の記録、資料一式の提出を求め、その分析を行った。

（2）実地調査

なし

（3）証人尋問の実施

令和6年6月13日（第18回委員会）から令和6年11月22日（第30回委員会）までの間、延べ14人に対して地方自治法第100条第1項の規定による証人尋問を実施した。

なお、14人の証人については、出頭拒否や証言拒否はなかったが、1名の証人（証人②）が宣誓を拒否した。

第9 告発等の有無

なし

第 10 調査結果

その 1：総務部総務課職員による公物の窃取に関する事項

総務部総務課職員による公物の窃取に関する事項についての調査結果は、令和 6 年 3 月 22 日付けで中間報告を行っており、概ねの調査結果についての報告は終了している。

一方で中間報告において、下記の 2 項目については、市長の認識等を確認すべきとしていたが、下記のとおり市長に確認を行った。

【令和 6 年 3 月 22 日付け中間報告書 P19】

このうち「管理監督者 C が本事案を保留する理由とした令和 4 年度の総務課広報広聴係の状況」に関する記述で「さらに、当時の広報広聴係長に関しては、休日や夜間も含め市長からの業務上の直接の指示を受けて対応していたことが多かった」との証言が複数の証人からあり、また、そのような状態を負担に感じた同係長が管理監督者 C に対して、このような形はやめて欲しいとの申し出を行い、管理監督者 C が市長に対して、同係長への直接の指示をやめて欲しいとの具申を行った結果、市長から同係長への直接の指示は行われなくなったとの証言も得ている。ただし、これらの証言内容については、現時点において、もう一方の当事者である市長に対して、真偽や意図などの確認を行っていないため、今後、委員会の最終報告に向けて、確認が必要な事項であると考え。

上記の件について、市長に確認したところ、「自身が直接電話やメール、ライン等で業務上の指示を与えていたことがあった」、「頻度については、正確には覚えていないが、当時、コロナの真最中で、緊急事態宣言、あるいは住民や事業者に対する必要な情報の提供などを頻繁に行う必要があったことなどから、かなりの頻度で連絡を取っていた時期もあったと思う」、「また、令和 4 年には大水害が起き、水害後の対応、被災者に対する様々な支援策などを何度も発表、送信する必要があったので、ある程度の頻度で、連絡を取った記憶はある」とのことであった。

また、後段の部分については、「管理監督者 C からそういう話があった記憶はないが、総務課と一口で言っても、秘書係と広報係は、大きな基本方針については、部長、課長と協議するが、毎日の業務については、直接係長と市長がやりとりをすることが頻繁にある。頻繁にやりとりをすることについては、現在も行っているし、特段の問題はない、あるいは、むしろ必要やむを得ることによって、頻繁に連絡を取っているので、管理監督者 C が、そのように言ったかどうかの記憶もないが、同時にいずれにしても、必要な連絡は常にとっていく、それが必要であった対応であった」とのこと、「管理監督者 C から言われ

た記憶はないが、個別の案件で管理監督者Cの説明で十分要領を得ないときに、直接係長に聞いたこともあったので、その意味では、直接聞かないとわからないことについては、直接聞く必要があるがゆえに連絡を取ったり、説明を求めたりしたことはあった」とのことであった。

【令和6年3月22日付け中間報告書P18】

「令和5年4月1日付け人事異動により、管理監督者Cは昇任の上、他部署に異動したが、職務上、人事異動の意思決定の過程に携わる管理監督者Dは、管理監督者Cの昇任と異動を容認すると共に、本事案の発生と管理監督者Cのその時点までの対応状況について、市長、副市長へは報告を行わなかった。したがって、人事異動の最終決裁者である市長は、本事案の発生を知らずに人事異動の決裁を行ったと推察される。」と記述されているが、再度確認が必要であると考ええる。

同じく、上記の件についても市長に確認したところ「本件公物窃取事案が初めて市長、副市長に報告された令和5年6月19日以前に、管理監督者C及びDのいずれからも望遠レンズが行方不明になっているなどの話も全くなかった」、「令和5年4月1日付けの管理監督者Cの昇任について、人事異動の検討過程において、管理監督者Dからは本事案について何も聞かされずに、管理監督者Cの昇任が含まれた人事異動を決裁した」、「このような重大な案件を市長、副市長に何も報告せずに定年退職した管理監督者Dの行動については非常に問題があり、本来いち早く報告すべきであったと今でも考えている」とのことであった。

また「仮に人事異動の検討の段階で管理監督者Dから、今後、管理監督者Cが懲戒処分を受ける可能性が高い案件があると報告があれば、管理監督者Cの昇任は無かった可能性があったか」との質問に対して、市長より「仮定の質問なので、回答は難しいが、いち早く迅速に報告がある場合と、それからしばらく秘匿をしていた場合とで、その後の対応は異なってくる可能性はあると思う」との回答があった。

以上のことから、令和5年4月1日付け人事異動の検討段階において、人事異動の意思決定の過程に携わる管理監督者Dの行動については、本市の人事行政を歪ませる重大な背任行為であり、その意味からも、事案発覚前に管理監督者Dが定年退職していなければ、重い懲戒処分を課すべきものであったと考える。

今回の事案における管理監督者Dの存在及びその行動や責任については、令和5年8月10日の市当局の発表事項では一切触れられず、本委員会の報告ではじめて明らかにされた。当該元職員は懲戒処分の対象外とはいえ、このような重大な背任行為については、本委員

会が調査・公表する前に、市当局において自ら公表すべきであったと考える。

さらに、令和6年3月22日付け中間報告では市当局が令和5年8月10日に公表した公物窃取が行われた時期に関して、以下の指摘を行っている。

【令和6年3月22日付け中間報告書 P18】

- 公物窃取が行われた具体的な時期については、本委員会においても特定には至らなかった。しかしながら、市当局から受領した記録によると、カメラ望遠レンズ2点については、当事者職員が総務課法制両係長による事情聴取に対して、「はっきり覚えていないが、令和4年の3月～4月の間と思う。」と供述している。

また、本委員会の調査において、当事者職員以外の証人から「自分が3月議会の撮影に行ったときに望遠レンズを使った記憶があるが、中旬から下旬にかけて2週間ぐらい休んだ後、復帰したときにレンズがなかった記憶がある。その際当事者職員に「レンズがない」と言ったら、「修理に出している」と言われた記憶があるので、令和4年4月1日付の機構改革に伴う備品の移動作業の時には、多分なかったと思う」との旨の証言があったことから、カメラ望遠レンズ2点の窃取については、令和4年3月末であった可能性も考えられる。

- さらに、リース物件であるパソコン液晶モニターディスプレイ1点については、当事者職員が、職員課による事情聴取に対して、「モニターは令和3年5月頃、ビデオ編集ソフトは令和5年2月頃に、それぞれ持ち帰って売却した」と供述している。

あわせて、本委員会の調査において、パソコン液晶モニターディスプレイの所在不明に気づいた時期について、当事者職員以外の証人から「時期が定かではなくて、令和3年頃だろうとぐらいしか言えないが、かなり前である」との旨の証言を得ていることから、市当局が発表している「令和4年4月頃から」ではなく、「令和3年5月頃」に窃取が行われていた可能性も否定できない。

なお、公物の窃取を行なった当事者が「令和3年5月頃」と供述しているのに、市当局が「令和4年4月頃から」と発表した理由や経緯等については、本委員会として、令和6年3月18日付の第4回請求時（本報告書 P10）により、市当局に確認しているが、本報告書作成直前での請求であったため、現時点で市当局からの回答は得られていない。そのためこの点については、今後確認を行った上で、本委員会の最終報告において改めて報告したいと考える。

いずれにしても、公物の窃取が行われた時期については、管理監督者の責任の範囲や市当局が発表した情報の正確性の面からも、非常に重要な点であるため事実関係の確認

が必要であると考え、本委員会及び市当局双方とも捜査権を有していないことから、これ以上の特定は不可能であると考え。

しかしながら、重要な点であることは変わらないので、今後、市当局において、警察への確認や裁判の傍聴などにより積極的な把握に努めていただき、新たな事実を確認した場合には、遅滞なく、その内容を議会や市民に対して報告して頂きたい。

本件公物窃取事案については、令和6年11月12日に市当局から「宮崎地方検察庁から処分内容の通知があり、公物窃取を行なった職員は起訴処分となった」との報告が行われ、その後、市当局は同事実の報道機関等への公表を行った。

市当局の公表後、新聞等で報道された内容では「起訴状によると元職員は、令和4年3月から令和5年3月ごろまでの間、本市が管理するカメラ用望遠レンズや液晶モニターディスプレイなど4点を窃取した罪で略式起訴され、罰金刑の略式命令を受けた。」とされていることから、令和3年度中に本件公物窃取が行われていたことが推察される。

本件については、略式起訴及び略式命令が行われており事件が終結しているため、市当局においては、検察庁で刑事記録を閲覧し、起訴事実を把握することが可能であると考えられる。

よって、市当局においては、刑事記録の閲覧により事実関係を把握した上で、令和3年度の当該職員の在籍課における備品管理の状況や当該職員の上司となる管理監督者の管理責任等について、改めて検証を行い、その検証結果については、遅滞なく議会に報告して頂きたい。

あわせて、令和5年度の事案発覚後の市当局による調査の過程において、当初の総務課法制係の当該職員に対する事情聴取の中で「令和3年度中に公物窃取を行った可能性を示唆する発言」があったにも関わらず、その後の職員課の事情聴取において「令和3年度の当該職員の在籍課の他の職員に事情聴取を行わなかったこと」や、「令和3年度の当該職員の在籍課の管理監督者と関係性の高い職員が事情聴取を行ったこと」の妥当性についても検証及び報告を行って頂きたい。

その2：上下水道局職員による契約事務手続きに係る虚偽公文書作成に関する事項

1 市当局の発表事項（令和5年8月10日）

令和5年8月10日に市当局が市議会（全員協議会）及び報道関係者並びに市ホームページで公表した事項は以下のとおりである。（上下水道局職員による契約事務手続きに係る虚偽公文書作成の関係部分【事案2】（1）のみを掲載）

〈令和5年8月10日市当局発表事項〉

○発表事項：懲戒処分の公表

○発表内容

下記のとおり、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、懲戒処分を行ったので、お知らせします。

（参考）地方公務員法

第29条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

1 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

記

【事案2】(1)上下水道局職員による契約事務手続きに係る虚偽公文書作成

1. 事案の概要

(1) 契約事務手続きに係る虚偽公文書作成

上下水道局職員が、令和4年8月29日（月）に行われた公共柵設置工事（予定価格50万円程度）に関し、当該工事の施工者との契約事務手続きを行わないまま、当該工事を施工させ、かつ、令和5年3月に、虚偽の工事設計書や見積結果表、契約書を作成し、あたかも真正な契約手続きが行われていたものと装い、さらに、工事代金の支払い事務を進めるため、虚偽の検査調書を作成し、また現場写真を変造して、証拠書類として添付した。

2. 懲戒処分等について

《職員①》

○処分事由 〔事案(1)〕

- ・適正な契約事務手続きを行わないまま、工事を施工させた
- ・職員③が作成した虚偽の工事設計書を容認した
- ・職員②及び職員③と協議して、虚偽の見積結果表を作成した
- ・虚偽の契約書を作成した
- ・虚偽の検査調書を作成した
- ・指導監督不適正

○処分内容 停職 6 箇月

○処分年月日 令和 5 年 8 月 2 日 (水)

○該当職員の所属 上下水道局

○該当職員の年齢 50 代

《職員②》

○処分事由 〔事案(1)〕

- ・職員①及び職員③と協議して、虚偽の見積結果表を作成した
- ・職員③に現場写真の変造を指示した
- ・指導監督不適正

○処分内容 停職 4 箇月

○処分年月日 令和 5 年 8 月 2 日 (水)

○該当職員の所属 上下水道局 (令和 4 年度)

○該当職員の年齢 60 代

《職員③》

○処分事由 〔事案(1)〕

- ・適正な契約事務手続きを行わないまま、工事を施工させた
- ・虚偽の工事設計書を作成した
- ・職員①及び職員②と協議して、虚偽の見積結果表を作成した
- ・職員②の指示で現場写真を変造した

○処分内容 停職 3 箇月

○処分年月日 令和 5 年 8 月 2 日 (水)

○該当職員の所属 上下水道局

○該当職員の年齢 40 代

《職員④》

○処分事由 〔事案(1)〕

不適正な事務処理を中止させず、支払い事務を進めようとした

- 処分内容 減給 10 分の 1 分 2 箇月
- 処分年月日 令和 5 年 8 月 1 日（火）
- 該当職員の所属 上下水道局
- 該当職員の年齢 50 代

《職員⑤》

- 処分事由〔事案(1)〕
不適正な事務処理を中止させなかった
- 処分内容 戒告
- 処分年月日 令和 5 年 8 月 1 日（火）
- 該当職員の所属 上下水道局
- 該当職員の年齢 50 代

3. 再発防止策について

- (1)延岡市随意契約ガイドラインにおいて、見積書を依頼する際には、見積依頼書を「手渡し」又は「郵送」により行ったうえで、見積依頼業者に対し「受領書」の提出を求めるなどの見直しを行い、適正な事務処理の徹底を図る。
- (2)随意契約で工事を発注する際の事務手続きに、新たに「チェックシート」の作成と決裁文書への添付を追加し、決裁者までのすべての職員が事務処理の確認を徹底することで、適正に契約事務手続きを進めることができるよう改善を図った。
- (3)法令遵守の徹底を図るため、内部規程の整備や職員の研修を実施する。
- (4)契約管理に関する研修や文書管理に関する研修を実施し、適正な事務処理の遂行と再発防止の徹底を図る。
- (5)工事等の発注状況を「見える化」し、進捗状況が複数の目で確認できる体制を構築することで、適正な事務処理の徹底を図る。
- (6)本日夕刻から緊急部課長会議を開催し、綱紀粛正、服務規律の確保及び法令に基づく適正な事務処理の徹底について、市長による訓示を行う。

〈発表時の別紙資料 2〉に記載されていた内容〉

(1) 契約事務手続きに係る虚偽公文書作成の時系列

令和 4 年 6 月

公共樹設置工事を土地所有者から要望される。その際、特定の工事業者に工事させるよう要求される。

令和 4 年 8 月 29 日

現地にて職員立会の下、埋設物確認の試掘が実施されたが、土地所有者からの強い要望でそのまま工事が進められ、契約事務手続きを行わないまま、職員が当該工事の施工を進めた（適正な契約事務手続きを行わないまま工事を施工させた）。

令和5年3月3日

業者から提出された見積を参考に工事設計書を作成する際、見積金額を超えた金額になるよう数量・延長を調整して工事設計書を作成し（虚偽の工事設計書を作成）、随意契約として工事執行伺を作成した（虚偽の工事設計書を容認）。

令和5年3月9日

見積依頼書を送付する（提出期限3月17日）。

随意契約の場合、3者以上の者から見積書を徴することになっているが、施工した業者と契約をする必要があったため、後の2者には見積依頼を行わなかった。

令和5年3月16日

施工業者が上下水道局に来た際、正規の契約手続きを経ないまま、令和4年8月に工事が終わっていることが発覚した。

令和5年3月17日

- ・前日、発覚した問題について上下水道局内で対応を協議した結果、業者が工事代金を支払ってもらえず困っていることから、支払い手続きを進めることを決定する。
- ・見積依頼を行わなかった2者を不着扱いとする見積結果表を作成し（虚偽の見積比較表を作成）、その後、支出負担行為決議書を起案し決裁された（不適正な事務処理を中止させなかった）。
- ・既に工事が完了しているに関わらず、これから施工するような契約書を作成し、公印を押印した（虚偽の契約書を作成）。

令和5年3月24日

工事代金の支払い事務を進めるため、検査調書を作成し（虚偽の検査調書を作成）、また現場写真を変造し（現場写真の変造・変造の指示）、証拠書類として添付した。

令和5年3月27日

支出命令審査の際、正規の契約手続きを経していない工事は支払いできないと支出を止められた。

令和5年3月28日

契約事務手続きに係る虚偽公文書作成により、業者への支払いができない状況であることを、市長、副市長に報告したのち、弁護士や警察との協議と併せて、人事当局によるすべての関係職員に対する事実確認の聴取を開始した。

2. 委員会で得られた証言及び確認した事項

市当局の発表事項に対して、本委員会で得られた証言及び提出を受けた記録等により確認した事項は以下のとおりである。

【市当局発表事項】

1. 事案の概要（前段部分）

上下水道局職員が、令和4年8月29日（月）に行われた公共枿設置工事（予定価格50万円程度）に関し、当該工事の施工者との契約事務手続きを行わないまま、当該工事を施工させた。

<令和4年8月29日（月）までの経緯>

○ 市当局公表の時系列にあるように、本事案は、令和4年6月に上下水道局職員（事業担当課で本件に関与した2名の職員の総称を「事業担当課職員」とし、両者を区別する場合には、そのうち上司を「事業担当課上席職員」とし、もう1名の職員を「事業担当者」とする）が「公共枿設置工事を土地所有者から要望され、その際、特定の工事業者（以下「業者①」とする。）に工事させるよう要求された」ことから始まっている。特定の工事業者とは、土地所有者が公共枿設置と同じ場所において自費（土地所有者の個人負担）で施工する上水道の給水管引き込み工事（土地所有者が自ら発注する工事で市の公共工事ではない）（以下「上水道工事」とする。）を行う業者①である。

○ 市が発注する公共枿設置工事の施工業者については、市が契約規則などの規定に則って適正に選定すべきものであり、土地所有者の施工業者選定に関する要求については、当然のことながら認められるものではなかった。

あわせて、土地所有者が指定した業者①は本市の下水道工事の指名競争入札参加資格者名簿に登載されている業者（以下「名簿登録業者」）ではない業者であり、その意味からも、土地所有者からの要求は認められないものであった。

○ そのため事業担当課上席職員は、同年7月上旬に土地所有者に対して「上水道工事については、個人負担であるため水道の指定給水装置工事事業者であればどこに発注しても問題ないが、市の公費で行う公共枿設置工事は施工業者を市で選定するため応じられない」旨を回答したが、土地所有者は「一つ掘った場所に水道の給水管と下水管の取付管を埋設するのに違う業者に施工させるのはおかしい。同じ業者で良いのではないか」旨を主張した。

○ その主張を受け、事業担当課上席職員は土地所有者に対して、「市が発注する工事の施工

業者は、名簿登録業者である必要があるため業者①は指名できない」旨を説明したが、土地所有者は強めの口調で「どこの誰が言っているのか」、「自分が話に行く」と発言した。

（ただし、土地所有者は証人尋問の際に、事業担当課上席職員から「業者①への発注ができない」旨を言われたこと自体を否定している。）

- この土地所有者の「どこの誰が言っているのか」、「自分が話に行く」との発言に対して、事業担当課上席職員は要求を断り切れずに「考えさせてほしい」と回答した。この時事業担当課上席職員が土地所有者からの強めの口調での発言を伴う要求を断れなかった理由として、同職員によると「過去に土地所有者の市庁舎内での警察に通報するような暴力行為を直接目撃したことがあること」（ただし、土地所有者は証人尋問の際に、当該暴力行為については否定している。）及び「土地所有者の発言の真意が『そこに行って話をつけるから、誰が言っているのか教えろ』との主旨であり、同職員自身の中で土地所有者が想定しているのは、市役所の「契約管理担当部署」であると考え、土地所有者が同部署で過去と同じような行為を行うと思った。」とのことである。

- 土地所有者との上記のやり取りにおいて、土地所有者からの要求を断りきれなかった事業担当課職員は、後日、契約管理担当部署に「公共樹設置工事を業者①に発注できないか」との相談を行い、契約管理担当部署からは「名簿登録業者でないため選定できない。どうしてもその業者でなければ施工できない理由が成立するなら、各課の判断で随意契約をすることはできる」との説明を受けた。

この際、事業担当課上席職員は、「業者①が名簿登録業者ではないことは承知していたが、当該公共樹の設置工事費が 50 万円以下だと踏んで、事業担当課で業者を選定したうえで、随意契約を行い工事が施工できるのではないか」との考えから相談を行い、契約管理担当部署からの話を受け「50 万以下なら事業担当課で方針を決めて良い」と言われたと認識した。

- ただし、契約管理担当部署の「どうしてもその業者でなければ施工できない理由が成立するなら」との説明のとおり、工事予定価格が 50 万円未満で事業担当課が随意契約の相手方を選定するための見積書を徴収する場合でも、特別な理由が無ければ、名簿登録業者ではない業者①とは契約を行うことはできなかった。そもそも、今回の事案が特別な理由に該当するかについて、令和 6 年 5 月 29 日の委員会で当局に確認したところ『特別な理由』とは、一般的に言うと名簿登録業者ではないが、高度な技術があったりするような場合など、特別に市が求めている場合については、業者選定の理由になると考えている」とのことであった。したがって、今回の事案を鑑みると、工事自体が高度な技術を求めておらず、また、業者①が本工事施工に係る他社にない高度な技術を有しているとは言えないので、仮に、工事価格が 50 万円未満の場合でも、業者①を見積書徴収業者に選定することはでき

なかったと考える。(このことについては、実際に、令和5年3月6日に事業担当者が契約管理担当部署に見積書を徴収するための業者選定依頼書を依頼した際に、業者①を選定するように提案していたが、契約管理担当部署は業者①を選定しなかったことから、業者①を選定する特別な事情はなかったと推察される。)

○ 一方、同年7月中旬以降、複数回にわたり、最終的に本件において市と契約を結ぶ業者(以下「業者②」とする。)が上下水道局を訪れ、事業担当課職員と本件公共柵工事の施工方法等に関する協議を行っていた。

○ 令和4年8月中旬に、土地所有者が上下水道局を訪れ「業者①に施工させる件はどうなったのか」を確認し、事業担当課上席職員は「業者②が業者①の下請けになると聞いたので、名簿登録業者であり、実際に施工する業者②を見積徴収の相手方とする」旨を伝えたが、土地所有者は「業者①が施工すること」を主張した。

この主張に対し、事業担当課上席職員は、前述の理由により、自身の上司や関係部署に迷惑が掛かると思い、土地所有者からの要望を断り切れずに、業者①が施工することを了承した。

○ 事業担当課上席職員によると、この場合の「了承」とは、直ちに工事を行って良いとの意味ではなく、適正な契約事務を行った後でないと工事に入れないとの認識で話をしたが、土地所有者が自身の都合の良ように解釈し、工事を行って良いと認識したかもしれないとのことである。

○ 同じく、令和4年8月中旬頃に事業担当者が別件で上下水道局を訪れていた業者②に対して「当該公共柵設置工事の概算の見積金額」を口頭で聞き取りしたところ「50万円は超えないだろう」との回答を得た。

ただし、業者②の証言によると「そのような話をした記憶が薄いですが、公共柵設置工事自体が大体50万円前後であることから、概ね50万円前後という話をしたかもしれない」とのことである。

○ 概算の工事費については、別途、事業担当課上席職員も現場を見た際に「50万円は超えないだろう」との認識を持ったとのことである。

○ 令和4年8月中旬に業者②から事業担当者に対して、試掘日程の問い合わせがあり、事業担当者は、事業担当課上席職員の都合の良い令和4年8月29日と回答した。(ただし、業者②の証言によると「そもそも8月29日は公共柵設置工事の『試掘』を行うつもりはなく、あくまでも上水道工事を行なおうとしていただけである。」とのことである。)

○ なお、この間の業者①の関与については、同者の証言によると「土地所有者から自社に対して、まず水道工事の依頼があり、その後、公共柵設置工事も自社が施工できるかと聞かれたので『指定工事店の資格を持っていない』と言った」、「その後も何度か土地所有者

には自社は下水道工事の資格を持っていないことは言っている」、「土地所有者から公共樹設置工事と同時に依頼された時点で、コンプライアンス的に自社の協力業者である業者②に上水道工事と一緒に発注しようと考えはしていた」、「令和4年7月頃の上下水道局への訪問は土地所有者が行っており、自身はあまり行った記憶はない。その後も県外出張のため本市に不在の時期があったので、自身は直接関わっていない」、「自身から事業担当課職員に対して、公共樹設置工事を施工させて欲しいと要望したことはない」、「自社が公共樹設置工事の施工ができることになったことは、土地所有者から聞いただけで、上下水道局には確認していない」、「自社と市は公共樹設置工事の工事請負契約は締結していない」などの旨の証言を得ている。

<令和4年8月29日（月）の経緯>

令和4年8月29日（月）に工事請負契約を締結しない状態で、公共樹設置工事が施工された経緯等の認識については、本委員会が調査したところ、関係者間の認識が異なっている部分がある。

【事業担当課職員の認識】

- 業者②とは、8月29日（月）以前に公共樹の設置の技術的なことの協議を複数回行っていた。
- 公共樹設置の「試掘」を行うということで、事前に事業担当者が業者②と日程調整を行い、事業担当課上席職員の都合が良い8月29日（月）となった。
- 事業担当者は、その時点で契約の相手方が業者①になるだろうと思っており、試掘後に設計書等を作成して業者①に発注する予定だったが、業者②がそのまま工事を進めたので、予定が違ってしまった。
- 事業担当課上席職員も同日時点では、事業担当者と同じ考えであり、業者②は業者①の下請けとして試掘作業に入っていたと考えていた。
- 両者とも業者②がそのまま工事をするとは考えていなかった。
- 事前の日程調整の段階で業者②には「8月29日は試掘であり、工事はその後になる」ことは明確に伝えてはいなかったが、先方からは「試掘をしたい」との話しか聞いていなかったもので、それしかないと考えていた。
- 「8月29日は試掘だけである」との指示を行わなかった理由については、まだ契約を締結しておらず、業者②からも「試掘して現場の確認をしたい」との要求しか受けていなかったもので、実際の設置工事まで行うことは考えていなかったことである。
- 当日の現場には工事の材料が準備されており、試掘後に公共樹設置工事が施工された。

- 試掘後に、土地所有者や業者②から引き続きの施工の許可を求められることはなかった。
- 自らが施工の許可を行ったのではなく、業者②が施工に進むことを黙認した。
- 事業担当課上席職員が施工を黙認した大きな理由としては、暑い中、作業員が汗水出して掘削を行っているのを見ていたとき、作業員から「また埋め戻して、掘らないといけないのか」などの話が出ていた。そのような雰囲気の中、工事を止めて埋め戻すようなことは言えなかったことである。
- また、事業担当者も自身の上司である事業担当課上席職員が黙認していたので、特に、施工を制止するようなことはしなかったとのことである。
- さらに、「仮に、その場で工事を止めていたとしても、自分達が現場から戻ってしまえば、そのまま工事を進めたのではないかと思う」とのことである。

【業者②の認識】

- 事業担当課職員には、公費で施工する公共柵設置工事の「試掘」を行うとの話ではなく、私費で施工する上水道工事で「水道管の取り出しの際に、地中を見ることができるのではないか」との話をした。「試掘」とは意味合いが異なる。
- 自社としては、8月29日は上水道工事のために現場に行った。業者①からの依頼により、自社が上水道工事を施工することは決まっていた。
- 土地所有者が8月29日に「上水道工事と公共柵設置工事を同時に行おうとしていた」のか、または「上水道工事だけを行なおうとしていたのか」は分からないが、恐らく「上水道工事と公共柵設置工事を同時に行う」と思っていたはずである。
- 上水道工事で水道管を取り出している自社に対して、土地所有者から「下水道管も一緒にやりなさい、もうついでだからやってください」との依頼をされたので「上下水道局に連絡して、相談してください」と返答した。
- その後、土地所有者が上下水道局に電話をして、事業担当課職員が現場に来たので、材料や施工方法について協議を行った。
- 自身は、8月29日は上水道工事だけで、下水道工事は後日に行う予定であった。理由は、材料が特殊なため8月29日には揃えておらず、同日は上水道工事の材料のみを用意していたからである。
- 8月29日に現場で実際に工事を施工したのは、自社である。（業者①の代表者は病氣療養中のため、当日現場には居なかった。また、業者①の他の社員も誰も居なかった。）
- 自社の従業員に公共柵設置工事を進めるように指示したのは、同社の代表者である自身である。ただし、指示を出す前に、上下水道局職員にそのまま公共柵設置工事を施工

して良いかの許可を求めたところ、はっきりとは覚えていないが、「うなずく」などの返答があった。

- 事業担当課上席職員や事業担当者が許可を求める前に施工を認めたり、逆に、施工を止めようとしたりするようなことはなかった。
- 現場の自社の社員間では「このまま工事を行なったら無届工事だ」という話が出ていた。
- 自社は、あくまでも業者①の下請けの立場であり、この時点で「市と業者①が工事請負契約を締結しているのか」との考えはなかった。（考えに及ばなかった。）

ただし、業者①が下水道工事の資格を持っていないことは認識していたので、上下水道局担当者には、数回、業者①が工事できるのかを確認したところ、できるという回答を得ていた。

- 業者①と自社は、もともと協力業者の関係であったことから、本件公共柵設置に関しての書面での下請け契約は締結していなかった。
- 工事写真撮影用の黒板については、業者①のものを使用した。業者①から借用したので、同社の代表者も黒板の使用は認識していたと思う。

【土地所有者の認識】

- 当初から業者①に施工してもらいたいと頼んできた。一緒に上下水道局事業担当課にも行った。実際に施工するようになった場合に、業者①が上水道部分を掘る、下水道部分を他の業者が掘るというのは、非常に不経済であるし、時間もかかり、お金もかかる。道幅も1.5メートルしかなく非常に不経済だったので、業者①が下水道の専門業者（業者②）に頼んだと思う。自身も頼むということは聞いていたので、業者①が施工してくれるなら良いということで、了解していた。
- 現場の道幅も狭いので、別々に工事すると（交通規制の期間が長くなるので）歩行者にも迷惑がかかる。
- 水道は、水圧だけあればどこからでも上越しでも下越しでもできる。この場所は下水を先に掘らなければ、自身の土地の横に500のヒューム管がある。そして、その横に市の200の下水管がある。その上に水道のパイプがある。その雨水管を下越しして、実際にどこで接続できるかを自身と事業担当課上席職員が色々話してきた。それで、下水道工事で掘ってもらい、そして、その堀山に水道関係も入れた。
- 事業担当課上席職員と話をする際に「試掘」という言葉は聞いていない。「試掘か、本工事か」ということは尋ねていない。依頼していた上水道工事と公共柵設置の2つができると認識していた。

- 役所サイドとしては「試掘」という考えもあったかもしれないが、自身としては「掘ったら、問題がなければ接続していこう」という考えだったので「試掘」という認識ではなかった。
- 8月1日に事業担当課職員に電話をしたら、「盆過ぎにできる」と言われ、盆を過ぎても取り掛からないから、17日頃に電話か訪問をして「8月29日にできる」ということを事業担当課上席職員から自身が聞いた。
- 8月29日に工事を行うことは、自身からの申し出ではなく、事業担当課職員が決めたと思う。自身は、8月29日になったことを事業担当課上席職員から聞いた。
- 施工業者にも、機械や人員の配置などの段取りがあると思うので、8月29日に決まったということは、(施工業者と)事業担当課職員と色々な打ち合わせが進んでいたと思う。
- 8月29日に決まったことを上水道工事を依頼している業者①に連絡したのは、自身だと思う。
- 8月29日の午前中に電話して、昼から事業担当課職員が現場に来た。そして、これなら良いだろうと考えたと思う。

駄目とは言われなかった。「このようにさせてもらいます」ということで、現地で下水管の接続と水道の接続の両方をさせてもらった。
- 当日の工事の材料は業者②が用意した。大概の材料はあらかじめ持っていると思うが、足りないものは、材料業者へ行って揃えたと思う。
- 自身は業者①に施工を依頼していたので、市も業者①に発注していたと思う。工事写真用の看板も業者①のものだった。
- 当日は、業者②と事業担当課職員が話をしていたが、技術的なことだろうと思って、自身は話には加わっていないので、何を話していたのかは分からない。
- 業者②が業者①の下請けとなることについては、自身が依頼したのではなく、業者①が依頼した。

【業者①の認識】

- 8月29日は病気療養中だったので、現場には立ち会っていない。その他の自社の社員も誰も立ち会っていない。
- 公共柵設置工事を自社が元請け業者として施工できるとのことは、土地所有者から聞いただけで、事業担当課職員には確認していない。自社が直接工事するのではなく、業者②に依頼していたので、同社との協議の中で出てきたと思う。
- 業者②に、上下水道局事業担当課との協議など公共柵設置工事の準備を行うよう依頼したのは自身である。

○ 同日は、掘っていったら水道管が出てきて、下水道もその辺にあるだろうということで、探っていったらたまたま出てきたという流れじゃないかとは認識している。

したがって「試掘」というか、たまたま工事の段取りの最中で下水管の位置が分かったのではないかと自身は思っている。

○ 試掘後にそのまま公共下水柵の設置をするかもしれないという話は、事前には聞いていない。電話で「下水管が出てきた」という途中経過の連絡をもらっただけである。実際に、公共柵が設置された流れは聞いていない、自宅にいたから一切、分からない。数日後、現場を確認しに行つてそこにいた作業員から話を聞いた。後で写真を見て、こんな状況だったなという把握はできた。

○ 契約を締結していないのに工事を進めてしまったことに関して、流れとして、給水工事を先に施工して、たまたま掘ったところの下に下水管が出てきた。「1.5メートル位の場所で2度も掘るか」という話になる。1回掘っておいて、また埋めるのか。やはり、そのときに「一緒にやっしまえ」という話になると思う。自身もその判断は正しいと思う。契約前とか契約後とか、それは後づけだと思う。自身に依頼があったときも、契約書とかの話は一切なかった。話が出たのは9月だったと思う。後でトラブルになるというようなことは全く思っていなかった。

○ 当初は工事金額が50万円を超えないので、自社でできるとしていたと思う。ただし、実際に工事をしたら、狭い場所での人力での作業だったので、50万円を超えたと思う。

【市当局発表事項】

1. 事案の概要（後段部分）

令和5年3月に、虚偽の工事設計書や見積結果表、契約書を作成し、あたかも真正な契約手続きが行われていたものと装い、さらに、工事代金の支払い事務を進めるため、虚偽の検査調書を作成し、また現場写真を変造して、証拠書類として添付した。

＜令和4年8月29日（月）以降の経緯＞

【業者①からの見積書の受領と事業担当者が虚偽の設計書を作成した経緯】

○ 8月29日の工事施工現場で、事業担当課上席職員が業者①に対して「現場施工の見積書」を早急に提出するよう依頼する。（実際には、業者①の関係者が不在だったため業者②に伝えるが、業者①の関係者が不在であることは認識していなかったとのことである。）

○ 令和4年10月31日付で、実際に現場で施工した業者②から業者①に対して「公共柵設置工事」と「上水道工事」の工事費の請求書がそれぞれ提出されている。

A) 公共樹設置工事：税抜き 466,000 円 (税込み 512,600 円)

B) 上水道工事：税抜き 63,000 円 (税込み 69,300 円)

その際に、両工事に共通すると思われる部分（掘削埋め戻し、舗装復旧、交通誘導員配置など）に係る経費は、全てA)の公共樹設置工事分に計上している。（上水道工事については、単独で施工する場合より工事費が安価であることを業者②に確認している。）

- 業者①は、A)の請求書で 72,000 円であった「配管工費」を 78,000 円に、77,200 円であった「諸経費」を 125,200 円とすることで、A)の工事費合計金額、税抜き 466,000 円を 520,000 円 (税込み 572,000 円)とした見積書を令和4年11月9日に上下水道局に提出している。
- 事業担当者が上記見積書を確認したところ「工事名や単価、数量の誤り、諸経費率が30%を超えていた」ことから、業者①に対して、見積書を修正して再提出するよう依頼している。
- 令和5年2月28日に業者①から修正後の見積書が提出されたが、見積書に記載されている工事費の内訳の記載内容が令和4年11月9日提出分と異なっており（細かい費目や品目の記載が無くなり「〇〇工一式」との記載方法となっていた）、諸経費の金額は減額されて95,000円となっていたが、税抜きの工事金額は520,000円と変わらなかった。（諸経費以外の部分で金額を調整していると推察できるが、見積書の様式や工事費内訳の記載内容が変わったので比較不可能である。）
- 令和5年3月上旬に、事業担当者は上記の同年2月28日に受領した見積書の金額を参考に設計書を作成、その際に、自身の判断で見積書の金額を超えるように、数量・延長を調整した。

【その後、事案の発覚に至った経緯】

「令和5年3月3日」以降の経緯については、本報告のP19の時系列に記載のとおりである。同日以降の経緯については、市当局が虚偽公文書作成などに該当すると思慮するとのことで、延岡警察署に刑事告発を行っており、同刑事告発については、最終的に、宮崎地方検察庁より不起訴処分となったとの通知があっている。

この刑事告発については、令和5年9月定例会における本委員会設置の決議の提案理由説明の中で、「議会としても当然のことながら、警察の捜査状況を注視し、その結果を尊重すべきと考える」と述べていることから、刑事事件上不起訴とした検察当局の判断には何の異論もないが、特に、本委員会が確認した以下の事項について、経緯を報告しておきたい。

- 市当局の公表内容にあるように、令和5年3月3日に、事業担当者が業者①から提出された見積を参考に、見積金額を超えた金額になるよう数量・延長を調整して工事設計書を作成した上で、随意契約として工事執行何が作成された。

- その後、予定価格が 50 万円を超えていたことから、3 月 6 日に事業担当者が契約管理担当部署に見積書を徴収するための業者選定依頼書を持込み、その際、業者選定結果表に「業者①」、「業者②」の 2 者と本件には無関係の他の業者 1 者の計 3 者を入力し提案している。
- 契約管理担当部署は、事業担当者に対して「提案のあった 3 者のうち、業者①については、名簿登録業者でないため選定できない」ことを説明した上で、業者選定依頼書を返却した。その後、同書類が返却されたことを受けて、事業担当課上席職員が契約管理担当部署に対して「業者①を選定できない理由」について問い合わせを行ったが、事業担当者へ説明した内容を説明された。
- この 3 月 6 日の業者選定依頼書提出時に、事業担当課職員が業者①を指名業者として提案したことについて、すでに令和 4 年 7 月には、契約管理担当部署から「業者①は名簿登録業者でないため選定できない。どうしてもその業者でなければ施工できない理由が成立するならば、各課の判断で随意契約をすることはできる」との説明を受けていることから不可解な行動であった。
- この点について、事業担当課上席職員に確認したところ「この時点では、業者①との契約が可能かもしれないというのが頭にあったと思う。それなりのちゃんとした理由が必要だと思うが、それがあればそういったことが可能かもしれないということで、確認を行ったと思う」とのことであった。
- 上記の契約管理部署とのやり取りを経て、事業担当課上席職員は、同日に別件で上下水道局に来庁していた土地所有者と業者①に対して、見積の相手方を実際に施工した業者②にする旨を打診したところ両者は「どうしても駄目なら仕方がない」と事業担当課上席職員の提案を了承した。
- 両者が事業担当課上席職員の提案を了承したことを受け、同日中に、事業担当者が「業者②」と本件には無関係の他の業者 2 者の計 3 者を提案した業者選定依頼書を再度契約管理担当部署に持ち込んだところ提案のあった 3 者に問題が無かったため、「業者②」と本件には無関係の他の業者 2 者の計 3 者が選定された。
- なお、本件に無関係な業者 2 者を提案した理由については、事前に事業担当者が業者②に対して「あと 2 者分の見積書の心当たりは無いか」との感じで質問したところ、業者②が「この 2 者の名前が入った見積書を用意できる」とのことであった。
- 業者選定後、上記の 3 者を見積書徴収の相手方とする予算執行伺を 3 月 8 日に事業担当課職員 2 名の上司である事業担当課の管理監督者 F が決裁したが、予算執行伺に公共柵設置申請書が添付されていなかったことから、管理監督者 F は「これから施工される現場」との認識で決裁を行ったとのことである。
- 令和 5 年 3 月 16 日に、正規の契約手続きを経ないまま、令和 4 年 8 月に工事が終わってい

ることが発覚した。

発覚の経緯であるが、事業担当者が業者②との契約、支払い事務を進める過程において、業者②が、上下水道局の契約支払い事務担当課に契約関係書類を受領しに来庁した際に、応対した同課の職員に対して、契約日をいつにすれば良いかを確認する際に、すでに施工が終了していることなどを述べたことによるものである。

- 同日は、議会の予算審査特別委員会が夕刻まで開催されていたので、応対した職員が自身の上司に業者②が述べた内容を報告したのは、午後7時頃であった。報告を受けた同課の管理監督者やさらにその上席の職員は、翌日に事業担当課から事情を聴取することとした。
- 翌3月17日に、上下水道局内で対応を協議した結果、結論として、業者が工事代金を支払ってもらえず困っていることから、支払い手続きを進めることを決定しており、この時点から本事案が職員個人の非違行為から組織的な行為になったと言える。
- この協議の場には、市当局が懲戒処分を行ったと公表している職員①～⑤の5名に加え、令和4年度末で定年退職したために、懲戒処分の対象外となった上下水道局を統括する立場の管理監督者Eが同席していた。
- 協議においては、事業担当課の管理監督者Fが「工事自体は業者②により施工されており、工事金額も適正な価格である」、「業者②は支払いを受けられずに困っているので、このまま早急に支払い事務を進めさせたい」旨を強く要求する一方で、契約支払い事務担当課の管理監督者Gは「既に終わった工事を今から発注するような書類を作成していたことは非常に問題があり、このまま支払いを進めることに同意しかねる」旨の主張を行った。
- 結果的には、管理監督者Eが「実際に業者②が施工したこと。工事代金が適正な価格であること。業者②が工事代金が支払われずに困っていること」から早急に代金の支払いを行うことを決定した。
- この管理監督者Eの決定に対して、管理監督者Gは、このまま支払いを進めることに同意しかねるが、業者②に早急に支払うとの決定には従うこととした。また、同席していた管理監督者Gの部下である職員は、支払いを進めることに同意する返事を行うことはできずに、自己が所属する係では、契約書等の書類作成に協力できないことをその場で伝えた。
- 管理監督者Eが業者②に早急に工事代金を支払う方針を決定した理由について、同氏によると「技術系の職員である管理監督者Fから『工事自体は業者②により、既に前年8月に施工されていること』、『工事金額も適正な価格である』との説明を受けたが、事務系の職員である自身は、設計書の根拠となる数字などが良く分からないところがあるので、技術系の職員がそのような話をすれば、事務系の自身は『そうですか』ということしかその時は言えなかった」とのことである。
- このときに管理監督者Fが「工事金額も適正な価格である」とした根拠について、同氏に

よると「設計書の内容を細かく精査はしておらず、信用して適正だと思っていた」とのことである。

- また、事業担当課上席職員は、この3月17日の時点で、前述の「事業担当者は上記の同年2月28日に受領した見積書の金額を参考に設計書を作成、その際に、自身の判断で見積書の金額を超えるように、数量・延長を調整した」ことを把握していたことである。
- したがって、3月17日の6名による協議の際には、事業担当課上席職員及び事業担当者以外の4名については、工事金額の根拠となる設計書が事業担当者により偽造されていることを認識していなかったものと推察される。
- 上記の協議の後、事業担当課において、業者②が提出した見積書を事業担当課上席職員が開札、事業担当者が見積結果表を作成、管理監督者Fが見積結果表を確認した。その際に、事業担当者が実際には見積依頼書を送付していない事実があったことを管理監督者Fと事業担当課上席職員も知ることとなったが、結局、3名による協議の結果、業者②以外の2者については、不着扱いとすることとした。なお、見積書提出を依頼していなかった事実については、この3名以外の職員には報告しなかったとのことである。
- なお、見積依頼書は送付していないが、事業担当者は業者②から受領していた他の2者の見積書は所持していた。ただし、事業担当者によると、3通の見積書の様式が同じで、金額と会社名を書き換えただけで印刷されていたものであったため、他の2者は不着としたと思うとのことであった。
- なお、この他2通の見積書の存在については、市当局における調査においても関係職員の供述があるのみで、現物の存在が確認できていないため、本委員会に対しても証拠としての提出が行われていない。

そこで、本委員会において、事業担当者に対して「使用しなかった他の2者からの見積書は処分するなどしたのか」と確認したところ「処分していなかったと思う」との回答を得ている。
- その後、3月24日までに、事業担当課が支出負担行為書の決裁、契約書への市長印の押印及び業者控の交付、完工書類の決裁、支出伝票の作成などを行っているが、この時点においても、3月17日の6者協議において「当該工事の支払い事務手続きへの協力はできない」としていた、契約支払い事務担当課の職員が事務への協力を拒否していたので、事業担当課上席職員は何も事情を知らない同課の他の職員に支出負担行為決議書の作成、契約書への市長印押印時の確認、支出伝票の作成を行わせていた。
- 上記の経緯により作成された工事代金の支払い関係書類については、契約支払い事務担当課の支出命令審査を行う係に回付されたが、令和5年3月27日に、審査を行う職員（本件の事情を知らない職員）によって、工事台帳の完工写真に、契約の相手方ではない業者①の名

前があることが自身の上司である管理監督者Gに報告された。

- 報告を受けた管理監督者Gは、これまでの経緯と業者②に支払いを行う方針であると説明し、そのような事情から完工写真の業者名が業者①となっていると説明した。
- 当該職員は、管理監督者Gに対して「工事代金を支払うこと自体が問題である。契約書が無い状態で、契約の相手方や金額が妥当かも分からず犯罪行為に当たる恐れもあることから、市長・副市長に報告して方針を決定した方が良い」と進言したところ「この件は管理監督者E以下で方針を決定した」との返答を受けたとのことである。
- 上記の経緯から3月27日には支出命令審査の決裁は行われなかった。
- また、この3月27日に管理監督者Fの指示により、事業担当者が業者名を消去した完工写真を作成し、工事台帳内の完工写真の差し替えを行った。
- 翌3月28日に当該審査担当職員に対して、まず管理監督者Fが審査欄に押印するように依頼するが、当該職員はその依頼に応じなかった。
- その後、管理監督者E、F、Gが協議を行い、審査欄には当該職員に代わり管理監督者Gが押印する方針を決定した。
- その後、その方針を管理監督者Gが当該職員に対して伝えたところ、当該職員は、再考を強く求めたが、管理監督者Gは、最終決定であることを繰り返すだけだったため、当該職員が支出伝票の審査欄に自己の意見を記載しようとしたところ、工事写真から業者①の表示が消去されていることに気付いた。

当該職員は工事台帳のコピーや現場写真の撮影を行い「しかるべき対応をとる」と発言した。

- その後、管理監督者E、F、Gが再度協議を行い、管理監督者Gから当該職員とのやり取りが報告され、本件を市長、副市長に報告することを決定した。
- 同日中に、契約事務手続きに係る虚偽公文書作成により、業者への支払いができない状況であることを、市長、副市長に報告したのち、弁護士や警察との協議と併せて、人事当局によるすべての関係職員に対する事実確認の聴取を開始した。

【事案発覚後の関係職員等への事情聴取等の経緯】

- 本事案の発覚後、令和5年度に入り、市当局による関係職員等への事情聴取が行われたが、土地所有者及び業者①に対する事情聴取等は行われていない。また、業者②に対しては複数回事情聴取を行っているが、聴取の目的は「工事代金が支払うことができなくなった状況と市当局として、適正な設計金額を積算するために現場の状況等を確認する」ことであったとのことである。
- 令和5年度に本事案の調査を行った上下水道局の職員に対して、土地所有者及び業者①に

対する事情聴取を行わなかった理由を確認したところ「事案に関係した事業担当課の職員に事情聴取したところ、特段、工事施工に対して両者から脅迫や強要を受けたことはないということだったので、最終的には調査を担当した職員の中で、最も上席の職員が両者に対する事情聴取は必要ないと判断した」とのことであった。

- さらに、本委員会では、令和5年3月末に本事案が発覚した直後の令和5年4月に行われた市議会議員選挙に、市当局が事情聴取を行っていない関係者が立候補したことから、そのことに付度して事情聴取を行わないと判断したり、また、市長、副市長などからそのような指示があった事実はなかったかとの確認を行ったが、確認した職員全てがそのことを否定した。
- 一方で、本委員会が業者②に確認したところ、本事案については、市議会議員選挙告示直後の令和5年4月17日にはじめて上下水道局職員からの事情聴取を受けたが、聴取を受けた際に、上下水道局職員から「本件の関係者が市議会議員選挙に立候補しているので、本件は他言無用として欲しい」との話があったとの証言を得た。
- また市議会議員選挙に立候補した関係者は、選挙ポスターや選挙公報に『市長と共に改革を』との読谷山市長の政策を後押しするような文言」を記載していたことから、本委員会では、その観点も含めて市長に対する証人尋問の際に、両者に事情聴取を行わなかった理由等を確認した。
- 市長からは、まず、両者に事情聴取を行わなかった理由について、先ほどの担当者と同主旨の理由に加え「市としては、疑念が拭い切れないので、捜査機関に周辺関係は調べてもらう必要があるが、その場合に市がいたずらに、事業者に質問をしたりして、後々の捜査にマイナスなことをしてもいけないだろう」旨が理由とのことであった。
- また、「関係者が立候補の際に選挙ポスターや選挙公報に『市長と共に改革を』との文言を記載していたことは、後で知ったが、自分は政治的に、全く当該関係者と何の関係もないし、同氏の立候補に際して、自身が推薦や支持を表明するなど、特別な関係も一切なかった。同関係者とは何らの接点も連絡もなかった」、「むしろ後援会のスタッフなどは以前、怒鳴られたことなどもあって、むしろ一切近づかなかったので、何らの接点も連絡もなかった」とその関係性を否定する証言とあわせて、市長自身が市職員に対して「両氏に対する事情聴取を行わないように」との指示などは一切行っていないことも確認した。
- さらに、市長と上記人物以外の本件関係者との関係性については、市長に対して「自身が最初に市長選挙に出た時の後援会の住所が当該人物の所有する土地であると思われ、当該人物とはその頃から面識があったと思うが、その辺からの関係性はどうなっているのか」と確認したところ、「自身は当時、行政書士の仕事をしており、行政書士会が応援をしてくれた中で、同じ行政書士である当該人物が、比較的自身の自宅の近くに貸せる土地を持っていると

ということだったので、当時、後援会の方でまず借りて、実際の選挙事務所にもしていたが、後援会の職員に怒鳴るなどの行為もあったので、選挙が終わった後には、関係はもう切れたという状況である。」とその関係性を否定する証言を得ている。

- 市当局が土地所有者や業者①に対する一切の事情聴取を行わなかったこと及び業者②に対する事情聴取の内容を限定していたことにより、結果として、市当局が懲戒処分や刑事告発の前提としている事実のうち、特に、関係者間の認識に相違のある、令和4年8月29日に工事請負契約を締結しないままに公共柵設置工事が施工されてしまった経緯については、市職員の供述内容のみによる事実認定となっており、特に実際に工事を施工した業者②の認識とは大きく異なっている。
- この点の事情聴取等を業者①や業者②から行うことによって、本件において「市が業者へ工事代金を支払うべきなのか」、「支払うべきだとすれば、支払先はどの業者であり、金額はいくらなのか」、「市職員の責任の程度はどれほどのものか」といった事項がより明らかになった可能性があったと言える。

【業者間の工事代金の支払いの経緯】

- 業者②が令和4年10月31日に請求した「A公共柵設置工事：税抜き 466,000 円（税込み 512,600 円）」及び「B上水道工事：税抜き 63,000 円（税込み 69,300 円）」の2件については、「A」は令和4年12月27日、「B」は翌28日にそれぞれ業者①から業者②へ支払が行われている。
- しかしながら、令和5年3月23日に上下水道局が本件公共柵設置工事の契約の相手方を業者①ではなく、実際に施工を行った業者②に変更し、業者②に工事代金 572,000 円を支払うとの方針となった。
このことを受けて、今後、市から業者②に 572,000 円が支払われることを見越して、業者①から「2,000 円を値引きした 570,000 円」の支払いを請求された業者②は、同額を同年4月17日に業者①に支払ったが、その後、本事案が発覚したことにより、現在まで、業者②に工事代金の支払いが行われていない。
- したがって、業者①はすでに自社の取り分を確保しているが、業者②は、自社の下請工事代金(512,600 円)を未受領な上に、業者①の取り分(572,000 円-512,600 円-2,000 円=57,400 円)を負担している状態となっている。
- 既出の令和5年3月17日の6者における協議において「工事代金の支払いが行われていないので業者②が困っている」との発言がされているが、上記の経緯から同日時点で業者②は業者①から工事代金を受領済の状態であった。したがって、この時点で「工事代金を受領できずに困っている業者が存在していた」とすれば、業者②ではなく、業者①であったと推察

される。

- なお、業者②の証言によると、事業担当課上席職員からも「一度、業者①へ工事代金を返却して欲しい旨の話を受けた」とのことである。

【本事案の背景等に関する市と土地所有者及び業者①間との認識の相違について】

- 本委員会が実施した土地所有者及び業者①に対する証人尋問、並びに証人尋問の終了後に業者①から委員会宛に提出された書面により、土地所有者及び業者①において、本件事案について下記の認識があることが示された。

1. 今回の上下水道局職員による契約事務手続きに係る虚偽公文書作成の対象となった公共柵の設置場所付近の土地（道路敷）について、市（歴代の担当者）が土地所有者との土地問題を長年放置している事実がある。
2. 同じく、上記1の事情により、市担当者（本件における「事業担当課上席職員」及び「事業担当者」が土地所有者に負い目がある状況）であった。
3. 同じく「（公共柵を接続する下水管が埋設されている）道路の大半（幅1.5mのうち1.0m）は、土地所有者のもので、市道の幅は0.5mである」との事実がある。

上記事項のうち、特に2番目の項目については、事実であれば、事業担当課上席職員及び事業担当者が本事案に関する当初の土地所有者からの要求を断り切れなかった大きな理由となることから、その事実関係について、市長宛てに文書で確認を行い、下記の回答を得ている。

（市長からの文書による回答）

1. （※回答文には、対象となる土地に関するこれまでの経緯が記載されているが、具体的な場所や個人が特定されるので記載は省略し、以下に結論部分のみ掲載）

したがって、この件について長年放置している事実は一切なく、土地所有者からの要望がある度に「〇〇氏」（この土地に関する問題のもう一方の関係者）への協力依頼を行っている。

なお、「〇〇氏」の協力が得られない状況であることは、土地所有者に再三にわたり説明してきているが、土地所有者からは「お前たちは解決する気がない。やる気がない」等と大声で罵られ、担当課としては困惑・畏縮している状況である。

2. 回答にあたり、上下水道局事業担当課が本件「事業担当者」及び「事業担当課上席職員」に聴き取りを実施した結果、それぞれ「土地問題については、聞いたことがなかった」、「そのような土地問題があることは知らなかった」との回答を得た。

3. 法務局より取得した地積測量図では、当該地とその西側の土地の間には、西から里道、私有地（地目：ため池）、○年○月○日（※特定を防ぐために年月日の記載は省略）に分筆した土地が存在する。当該分筆時には、里道と私有地との境界は決めていないため、現時点において、里道の幅が0.5mとの事実はない。（決まっていない）なお、照会文書中「市道」とあるが、実際には「里道である」

以上のとおり、本3件に関しては、市側と土地所有者及び業者①間との認識が相違しているが、特に2番目の市担当者（本件における「事業担当課上席職員」及び「事業担当者」）が「土地所有者に負い目がある状況」との点については、当初から土地所有者及び業者①が市担当者に負い目があると認識をしていた上で、本来認められない公共柵設置工事における特定の業者による施工を依頼した可能性があったことが推察される。

その3：事案（2）地方公営企業法施行令に違反した 随意契約の締結に関する事項

本事案は、事案（1）発覚後の市当局による他の事務処理も含めた調査の過程において発覚した案件であり「事業担当課上席職員」及び「事業担当者」が関与している。

本事案の概要であるが「令和5年2月17日（金）及び同年3月22日（水）に締結された随意契約について、地方公営企業法施行令の規定により、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないこととなっているにもかかわらず、最初競争入札に付するときに定めた予定価格の変更をして、当該随意契約を行った」ものである。

本委員会では、本件については、事業担当課上席職員が地方公営企業法施行令の規定の解釈を誤ったもので、意図的なものではないことと、本事案については、契約の相手方には何も瑕疵がないことを確認した。

さらに、本件に関しては「組織的に同様の事務取扱が行われていなかったか」との観点から複数の職員に聴取したところ、当該案件以外の案件においては適正に事務が執行されていることを確認した。

3. 委員会の意見

- 本件公共柵設置工事に関する契約手続きにおいて、虚偽の「工事設計書」、「見積結果表」、「契約書」、「工事検査調書」の作成及び現場写真の変造を行った上下水道局の職員の責任は重い。
- また、最終的には、組織的な非違行為となってしまったことについても、憂慮すべき点である。
- 一方で、上下水道局職員によるこれらの非違行為は、上下水道局職員が自らの動機に基

づくものではなく、当該工事の関係者（土地所有者、工事施工業者等）の一定の関与により行われたものであり、本委員会に提出された当局作成の資料にも「土地所有者から、公共柵設置工事については『業者①』に施工させるよう要求があったこと」が職員による非違行為の発端となっていることが記載されている。

- このことから、上下水道局職員による非違行為の一端となった関係者の関与についても十分に調査した上で、職員の懲戒処分判断が行われるべきであった。
- 市当局は、上下水道局職員に対する懲戒処分の理由として「適正な契約事務手続きを行わないまま工事を施工させた」こととしているが、この懲戒処分の理由についても市当局から本委員会に提出された資料の記載内容（市当局が認定した懲戒処分の前提となる事実）から言って、疑問を抱かざるを得ない部分がある。
- それは、本委員会に提出された市当局作成の資料に、本件公共柵設置工事当日（令和4年8月29日）の経緯として、市担当職員と「業者②」の協議では当日は「試掘」のみを実施する予定であったが、「土地所有者の強い要望で、「試掘工事」に引き続いて公共柵設置工事が進められた」、「現場には材料が準備されており、「業者②」が「試掘」に引き続いて、公共柵設置工事が進められた」と記載されていることである。
- つまり、市当局は「上下水道局事業担当課職員の意図しない形で、結果として、正規の契約手続きを経ないまま、本件工事が施工されたという状況が発生した」ことを認識しているにも関わらず「適正な契約手続きを行わせないまま工事を施工させた」と、上下水道局職員の一方的非違行為を懲戒処分の理由としている。
- 本報告書中の土地所有者の認識に加え、自身の現場到着時に公共柵設置工事のための材料があったという市職員の認識が事実であれば、「土地所有者」、「業者①」、「業者②」が故意に契約を締結しないまま、本件公共柵設置工事を施工しようとしたことを裏付けるものである。ただし、業者②は、公共柵設置の材料を事前に準備していたことを否定しているため、その真偽は判断できない。
- 市長は、令和5年9月議会において、施工業者等に対する調査を実施しなかったことについて「事業者から聞き取りをしてくださいとの警察からの依頼が無かった、警察からの依頼が無いのに市として調査を行うことは警察の捜査に迷惑を掛けてはいけない」と理由を述べている。
- しかし、市当局から本委員会に提出された資料によると、そもそも警察に対しては、職員を「虚偽公文書作成」で告発するという前提で相談を行っており、告発をしない事業者等に対し、警察が調査を依頼することは考えられない。
- そもそも、告発によって捜査依頼を受けた警察が、関係者へ接触しないよう求めることはあり得たとしても、その内容に関する調査を告発人に求めることなどあり得ないのであ

って「接触しないよう言われたので調査しなかった」と言うならば理解できるが、「調査するよう言われなかったから調査していない」との理由は全く理解できるものではない。

- また、市の顧問弁護士からは、「事業者等との関係についても整理する必要がある」との助言を受けていることも明らかになった。
- 今回の上下水道局職員による不祥事に関しては、事業者等による公共柵設置工事や同工事に関する関与が見受けられ、当該関与が無ければ職員が虚偽公文書作成等という非違行為に至らなかったのは明らかである。
- 上下水道局職員による虚偽公文書作成等の行為は許されるものではないが、複数の職員に対する懲戒処分判断にあたっては、当該非違に対する事業者等の関与についても、市当局として十分な調査を実施する必要があったものとする。
- また、市当局は、施工業者等に対する調査を行えば、調査結果によっては、職員と同様に警察に対する告発の相談や指名停止処分などの行政処分の検討も行う必要があった可能性も否定できない。
- なお、上記の指摘内容については、あくまでも市当局が本委員会に提出した資料等に記載されている職員の懲戒処分や警察への刑事告発の相談の前提としている事実に基づくものであり、そもそも、報告書中にも指摘しているように、本委員会が市当局から受領した資料や関係職員の証人尋問での証言内容等をもとに、土地所有者、業者①、②に対する証人尋問を行ったところ、市当局の認識と齟齬が生じている部分があるのは、既出のとおりである。
- 市当局においては、この部分の事情聴取を行っていないので、齟齬が生じている事実は把握していないと思慮するが（仮に把握していれば、本委員会に対して事実を秘匿することとなる）、その意味からも市当局の調査における事情聴取の対象者の人選は、不十分であり、その点を踏まえると調査自体が不十分と指摘せざるを得ない。
- やはり、土地所有者や業者①、②に施工に至った経緯等を聴取した上で、次の判断に進むべきであった。
- あわせて、事実解明を警察の捜査に委ねたとのことであるが、本件事案について、刑事上は不起訴処分となったので、本市として警察や検察が確認した事実関係を知ることは、大変難しいと考える。
- 本委員会の設置時にも言及したが、警察や検察はあくまでも刑事上の捜査や判断を行う機関であり、その判断結果は尊重すべきであるが、一方で、市の責任により行われている「職員への懲戒処分」や「工事業者に対する行政処分の措置の必要性の判断」に対する妥当性の検証については、警察の捜査ではなく、市の責任において行うべきであることを改めて指摘しておきたい。

第11 おわりに

今回の報告は中間報告であるが、両事案に関しては、実質的には最終報告となるものである。

このうち、総務部総務課職員による公物窃取事案については、司法当局の最終判断を受けて、市当局として再度確認、検証すべき事項を指摘したので、今後、何らかの形で市議会への報告を行ってもらうよう要望する。

また、上下水道局職員による虚偽公文書作成等については、虚偽の「工事設計書」、「見積結果表」、「契約書」、「工事検査調書」の作成及び現場写真の変造を行った上下水道局の職員の責任は重いものであるが、当初本事案に対応した職員においては、土地所有者からの要求内容は法的に無理であると認識していたが、強い要望を断り切れずに「何とかなるのではないか」との思いから行った行為が「何とかならなかった」ことにより発生した事案である。

当該職員に強い法令遵守の意識が欠如していたことは、当然反省すべき点であるが、自身の不当な利益を得るためであったり、事務処理ミスを隠すために行ったりした行為ではなかった。

この点について、本委員会では「1. なぜ、市職員は自己に利益が全くない、むしろリスクのある法規に基づかない手続きにより予算執行手続きを進めようとしたのか」、「2. なぜ、土地所有者と業者①は正規の手続きによる下水樹の設置を行政側に依頼しなかったのか」、「3. なぜ、市当局は土地所有者や業者2社への事実確認もせず、職員のみ聞き取りで職員を処分し、さらに職員のみを刑事告発したのか」との視点で調査を行い本報告をまとめたが、特に重要な点について、改めて整理・指摘しておく。

まず、「1. なぜ、市職員は自己に利益が全くない、むしろリスクのある法規に基づかない手続きにより予算執行手続きを進めようとしたのか」については、「①土地所有者は行為自体を否定しているが、職員は土地所有者がかなり以前から行政とのトラブルを抱え、時に窓口では警察沙汰になるようなことがあったことによって、すぐに断ることができない心理状況にあった上に、返事を渋ると『どこの誰が言いよつとか』とさらに圧力を感じている心理状態であった。後に市当局から提出された資料には、土地所有者と市当局とのトラブルがかなりの量の資料となって提出され、市当局が対応に苦慮していたことが記載されている。」、「②その状況下で『試掘』ということで現場に呼ばれたものの、実際は公共樹の本工事まで当たり前のように進められ、止められなかった。土地所有者と業者は、表現がそれぞれ異なるものの『許可を得た』との心証を証言しているが、職員は『許可は求められていない。進んでいく工事を黙認せざるを得ない現場状況であった』と証言している。」、「③『試掘』については、当時現場にいた市職員と業者②が表現は違うが、『当日そのまま工事を進める予定ではなかった』との認識であったようだが、土地所有者はそうでなかったことが証言から確認されている。」

また、「2. なぜ、土地所有者と業者①は正規の手続きによる下水樹の設置を行政側に依頼しなかったのか」については、「①土地所有者の指示により業者②は下水樹を設置したとしている

が、その土地所有者は『長年の行政との自身の所有地等に関するトラブルに、市の事業担当者に引け目があり認めざるを得なかったのではないかと証言している一方で、当該職員はそのことを否定している。』、「②この工事により土地所有者と業者①は、一定の利益を得ている。」

さらに、「3. なぜ、市当局は土地所有者や業者2社への事実確認もせず、職員のみでの聞き取りで職員を処分し、さらに職員のみを刑事告発したのか」については、「①市長は正式な契約を交わさずに工事を執行した事業者の不自然な対応を問題視せず、関係職員から土地所有者や事業者からの聞き取りの必要性の進言がなかったことを理由に、職員の処分、告発に際し、土地所有者と業者への事実確認を指示しなかったのは不可解である。」、「②本件関係者のうち1名は市長の最初の選挙事務所の用地として土地を貸す関係であったが、市長は後援会職員を怒鳴るなどの行為があったため、関係が切れた状況であると証言している。」、「③市長は当該関係者が過去に職員に「カスハラではないが職員に過度な負担を強いたことがあった」との印象を持った記憶があると証言している。」、「④本件関係者のうち1名が令和5年4月の統一地方選挙に立候補した際に『市長とともに改革を』との文言が選挙ポスターや選挙公報に記載されていたことについて、『全く政治的には、何の関係性もありません』、『むしろ後援会のスタッフなどは以前、怒鳴られたことなどもあって、むしろ一切近づかなかったもので、何らの接点も連絡もなかった』とその関係性を否定する証言が得られている。」、「⑤当初の市当局の『業者からの聞き取りは一切行っていない』との説明とは異なり、上下水道局職員が実際には令和5年4月17日に業者②に聞き取りを行っており、そのなかで『本件関係者が市議会議員選挙に立候補したので、この事案の件は他言無用としてほしい』と当局が本件関係者に一定の配慮をしているような証言が確認された。」、「⑥市長から『常に早く、告訴・告発をして事態の究明は警察にゆだねるべきだ』と指示した。『警察において土地所有者や業者①に対する取り調べを行っていく必要があると考えていた』との証言が確認されたが、実際に告発したのは職員のみであって、不自然との印象を抱かざるを得ない。」

以上のことから、本委員会の調査を通じて、本事案に関するこれまでの市当局の説明からは確認することができなかった多くの事実や背景が明らかになった。

特に市長は、本事案の関係者から自身の後援会職員に対し怒鳴るなどの行為を受けていたにもかかわらず、土地所有者、業者①、業者②への事実確認を指示せずに、ただ職員のみを処分し、刑事告発をしたことは不自然で、不可解であるとの印象を深めた。

また、検察の対応が不起訴との判断がなされ、今後、市当局が警察や検察が捜査・確認等を行った事実関係を把握することが難しくなったことから、当局の対応は、極めて不十分な対応であったとの印象を深める結果となった。

市長も証人尋問の証言のなかで「契約管理課などにちょっと聞いてみたい」と述べているが、市当局は事実確認の再調査を行い、関係者の処分等の再検証を実施すべきと指摘をしておきた

い。

市当局も指摘しているように、今回の事案では当初から土地所有者の無理な要求を担当者が抱え込むのではなく、組織全体として対応すべき案件であったとも言える。市役所全体を考えた場合、市民からの要望については、可能な限り実現すべきであることはもちろんであるが、法的、制度的、予算的観点から市民からの要望を断らざるを得ない場面や、いわゆる「カスタマーハラスメント」と言われる事案への対応も多々出て来るものと考ええる。

市当局においては、今回の案件を教訓に市民からの理不尽な要望等については、組織全体として対応できる体制を構築することを強く望みたい。

一方で、本事案に対する市当局の再発防止策については、市職員に対する事項のみであり、業者等に対する事項は挙げられていない。本事案については、すでに述べているように市職員以外の者の一定の関与が認められ、特に、市職員からの求めに応じただけとは言え、虚偽公文書作成に関与している業者も存在している。

このようなことから、市民からの理不尽な要望への市の組織的対応方針の検討や市職員以外の業者に対する法令遵守の徹底の周知、公益通報制度の周知などの視点に立った再発防止策の検討も必要であると考ええる。

なお、今後、本委員会においては、令和6年9月定例会における議決において新たに調査対象となった項目について、引き続き調査を続けていきたい。

最後に、これまでの調査にご協力いただいた関係各位に感謝申し上げ、本委員会の中間報告とする。